

「仮称）第四次座間市総合計画（素案）」パブリックコメント実施要領

①実施目的

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政の経営のための指針を示すものです。

本市では、平成3年度を初年度とした第三次座間市総合計画が平成22年度に終了することに伴い、平成23年度を初年度とした次期総合計画（素案）を作成しました。新たな視点に立った次期総合計画の策定に向け、広く皆様のご意見を募集します。

②実施期間

平成22年4月1日（木）～平成22年5月6日（木）

③公表する資料等

- ・（仮称）第四次座間市総合計画（素案）
- ・（仮称）第四次座間市総合計画（素案）【概要版】

④意見を提出できるもの

- ・市の区域内に住所を有する者
- ・市の区域内に通勤若しくは通学する者
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

⑤意見の提出方法

- ・ 郵送（〒252-8566 座間市政策課政策係まで）
- ・ ファクス（ファクス番号 046-255-3550）
- ・ 電子メール（pb11_nextplan@city.zama.kanagawa.jp）

⑥公表する資料等の閲覧場所

- ・ 市ホームページ
- ・ 市庁舎3階 政策課（閲覧・貸出・有償頒布）
- ・ 市庁舎1階 市民情報コーナー（閲覧・貸出・有償頒布）

- ・各出張所（閲覧・有償頒布）
- ・市庁舎 1 階市民ホール（閲覧）
- ・公民館 3 館（閲覧のみ）
- ・各コミュニティセンター（閲覧のみ）
- ・スカイアリーナ座間（閲覧のみ）
- ・市立図書館（閲覧のみ）

※有償頒布額は、200円とします。

⑦意見募集の周知方法

- ・広報（平成22年4月1日号）
- ・市ホームページ（平成22年4月1日～）
- ・市庁舎 1 階 市民ホール（戸籍住民課窓口と福祉支援課窓口の間のホール）での横断幕等掲示